

相楽東部広域連合通学路安全推進会議設置要綱

平成 27 年 2 月 26 日
教委要綱第 1 号

(設 置)

第 1 条 相楽東部広域連合の小学校における通学路の交通安全確保を目的として、「相楽東部広域連合通学路交通安全プログラム」（以下「安全プログラム」という。）の策定または見直しに必要な情報交換を行うとともに、安全プログラムに基づく取組を継続的に推進するため、相楽東部広域連合通学路安全推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 推進会議は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 安全プログラムの策定または見直しに関すること。
- (2) 通学路の危険箇所の把握に関すること。
- (3) 通学路の危険箇所に対する対策に関する協議を行うこと。
- (4) 関係機関及び関係団体との連絡調整及び情報交換を行うこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、通学路の交通安全として必要と認めること。

(組 織)

第 3 条 推進会議は、別表 1 に掲げる機関の代表者又は代表者から委任を受けた者（以下「委員」という。）で組織する。

(任 期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役 員)

第 5 条 推進会議には、会を代表する会長及び副会長を各 1 名置く。

2 会長は、教育長が指名する。

3 副会長は、会長が指名する。

4 会長は、推進会議を代表し、会務を総括する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(推進会議の開催)

第6条 推進会議は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会長は、必要に応じ、委員以外の者に出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(地区担当)

第7条 推進会議に次の地区担当を置く。

(1) 笠置町地区担当

(2) 和束町地区担当

(3) 南山城村地区担当

2 各地区担当は、別表2に掲げる機関の委員でもって組織する。

3 地区担当は、次に掲げる事項を掌握する。

(1) 安全プログラムに基づく当該地区に係る取組に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、通学路の安全に関して、地区担当で対応することが望ましいこと。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に必要な事項は会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行後、最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず平成29年3月31日までとする。

(別表 1)

区分	機関
教育関係者	京都府山城教育局、相楽東部広域連合教育委員会
	相楽東部広域連合立各小学校及び P T A
道路管理者	京都府山城南土木事務所
	笠置町・和束町・南山城村各道路管理担当課
交通安全管理者	京都府木津警察署
	笠置町・和束町・南山城村各交通安全担当課

(別表 2)

区分	機関
笠置町地区担当	笠置町交通安全担当課、道路管理担当課 京都府山城南土木事務所、京都府木津警察署 京都府山城教育局、笠置小学校及び P T A
和束町地区担当	和束町交通安全担当課、道路管理担当課 京都府山城南土木事務所、京都府木津警察署 京都府山城教育局、和束小学校及び P T A
南山城村地区担当	南山城村交通安全担当課、道路管理担当課 京都府山城南土木事務所、京都府木津警察署 京都府山城教育局、南山城村小学校及び P T A